

第4回

篠山市まちづくり審議会議事録

と き 平成24年5月31日(木)

と ころ 篠山市役所議員協議会室

篠山市まちづくり審議会

## 第4回篠山市まちづくり審議会議事録

平成24年5月31日、第4回篠山市まちづくり審議会が召集される。

### 1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成24年5月31日(木) 午後1時30分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

### 2. 出席委員の氏名

角野幸博委員 田中栄治委員 猪井博登委員 岡本昭範委員

大坪昇委員 森田和夫委員

瀬尾保志オブザーバー(兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課長)

### 審議会開催のために出席した者の職氏名

まちづくり部 部長 長谷川正

まちづくり部地域計画課 課長 中筋吉洋

まちづくり部地域計画課景観室 室長 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室 係長 山下哲也

まちづくり部地域計画課景観室 主査 山本有子

### 3. 会 議

事務局

#### ( 1 . 開会 : 午後 1 時 3 0 分 )

定刻がまいりましたので、ただ今から第 4 回篠山市まちづくり審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の進行を務めます、篠山市まちづくり部地域計画課の山下です。よろしく願いいたします。

本日の審議事項は、前回に引き続き「屋外広告物の基準(案)」に関する審議でございます。

まず初めに本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、開催通知と併せて事前送付させていただきました資料となります。(資料の確認)

続いて、本日の委員の皆様の出席状況をご報告いたします。本日の出席は委員 10 名のうち現在 5 名の出席をいただいております、篠山市まちづくり条例第 20 条第 2 項の規定により、2 分の 1 以上の出席がありますので、本日の審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本審議会のオブザーバーであります、兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課の瀬尾課長にもご出席いただいております。

なお、本日の次第の裏面に出席者名簿をお付けしていますが、事情により急遽、上岡委員が欠席となりましたので、ここで報告させていただきます。

また、田中委員は本日昼まで大学の授業につき遅れて来られる旨、あらかじめご連絡いただいておりますので併せて報告いたします。

この他本日ご欠席の委員からは、所用により欠席の旨ご連絡いただいております。ここで、事務局を代表しまして、篠山市まちづくり部長の長谷川よりごあいさつを申し上げます。

事務局

本日は、篠山市まちづくり審議会の委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。いよいよ近畿地方も梅雨入りし、委員の皆様におかれましては、お体ご自愛いただきますよう、お

願い申し上げます。

本日は「屋外広告物基準(案)」につきまして引き続きご審議いただくということですが、後ほど担当より説明がありますが、審議会のスケジュールにつきまして修正をお願いしたいと考えています。スケジュールの変更によって審議会の回数が増え、委員の皆様には大変申し訳なく、お詫び申し上げます。よりよいご意見をいただきながら、「屋外広告物基準(案)」を作成したいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

事務局

次に、本審議会の公開に関する報告をさせていただきます。審議会の公開に関しては、委員の同意を得て非公開とすることができますが、本日の議案については、非公開とすべき内容はありませんので、公開による会議として事前公表しております。なお、本日の傍聴者はありませんでしたので報告いたします。

それではこれより、議長であります角野会長の方で議事進行のほど、よろしく願いいたします。

## ( 2 . 会長挨拶 )

議長

本日の審議事項は、前回に引き続き「屋外広告物基準(案)」です。審議会に来るごとに違ったルートを使いますが、ルートごとに違った景観があるように感じます。篠山市にふさわしい基準のあり方、また現行との変更点とその根拠等、その他多くの課題があります。疑問点も含め多くのご意見と議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

## ( 3 . 議事録署名人の指名 )

議長

次に、本日の議事録署名人の指名を行いたいと思います。本日の署名人は名簿順により猪井委員と岡本委員を指名します。後日、本日の議事録が作成されましたら、内容をご確認のうえ、署名押印をよろしく願いします。

続きまして、本日の議事に入る前に事務局からスケジュール等に関する

るお願いがあるとのことですので、よろしくお願いします。

#### ( 4 . 事務局報告 )

事務局

屋外広告物の基準策定に向けた本審議会の開催予定ですが、第2回審議会で配布していますスケジュールでは、広告物の基準に関する審議については今回が最終の予定となっておりますが、できれば継続審議いただければと考えております。と、言いますのは、現行の県条例から市条例による基準に移行するにあたり、兵庫県においても県議会や景観審議会に諮る必要があるため、手続き上のスケジュールや現行基準との比較などの協議を県担当課と並行して進めておりますが、まだ煮詰まっていない部分があります。

後ほど、本日の資料説明の中で再度説明いたしますが、特に大きな点としまして、「丹南篠山口IC周辺地区」が現行の県の基準では、第2種禁止地域となっているところ、市の基準案では許可地域の特定区域となっております。このことで、現在の県の基準では、禁止地域への非自家用広告は禁止されていますが、市の許可地域に位置づくことにより、非自家用広告物を認めることとなるため懸念されています。

この他にも幾つか調整が必要な項目があり、基準の見直しが生じる可能性があります。本審議会の答申をいただいた後に基準が大きく変わることをないようにしたいと思いますので、事務局としましては、こうした課題を整理し、県との調整が概ね完了した上で再度審議会に諮らせていただきたいと考えております。

また、このことで当初スケジュールに遅れが生じることや、予定より多くご審議いただくことにもつながりますが、審議会として適当とご判断いただけるような基準に近づけたいと思いますので、次回への継続審議にさせていただけたら嬉しく思います。日程は7月下旬から8月上旬あたりで後日改めて調整をさせていただきたいと思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。

～異議なし～

議長                    それでは、次回に向け事務局にはしっかり整理いただくようお願いいたします。また、委員の皆様にはご多忙と存じますがよろしく申し上げます。

**( 5 . 議事 )**

議長                    これより、審議に入りたいと考えます。「屋外広告物基準(案)」についてご審議のほどよろしく申し上げます。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局                ～「屋外広告物基準(案)」について説明～

議長                    ただいまの説明と前回までの資料も含めて、ご意見、ご質問等伺いたいと思います。発言される前には手元のマイクのスイッチをオンにして、お名前を述べていただいてからお願いいたします。

はい、猪井委員申し上げます。

委員                    コカ・コーラの自販機は広告になるのですか。自販機全体が真っ赤でコカ・コーラと書いてあるものですか、飲食店の前にメニューが置いてあったのですが、あのようなものも置き看板になるのでしょうか。

事務局                なります。どちらも広告物です。自販機であっても、広告の表示があるとそれは広告物になります。メニューについても、メニューの下に店の名前が入っていると思いますので、特定のものを示しているということで、広告物という形になります。

委員                    お店の名前が入っていなければどうなるのですか。

事務局                写真や絵画も含めて、特定の行為が意図されたものは、広告物となります。

資料5ページに広告物の定義を示しています。何らかの観念、イメージされるものは広告物となります。ただし、この4つの条件を全て満たしたもので、常時一定期間、屋外に設置されているものということになります。その他工作物を利用しているもので、これに類するものになります。

委員 分かりました。

事務局 メニューそのもののことをおっしゃっているのだと思うのですが、あれも広告物になります。食品サンプルなどを、毎日、営業の都度、屋外に出されるような場合、屋外であることと、継続して出されるということ、一定の観念やイメージを伝えているとして、店の名前がなくても飲食店ということ伝えているとい点で、屋外広告物に含まれるという取り扱いを多くされています。

委員 分かりました。

事務局 ただし、篠山市の場合、自分の敷地で2平米を超えない広告物であれば、許可が不要ということになります。ただし、これは資料2ページの表でバツが入っているものについては、禁止であります。禁止地域では置き看板を禁止していますので設置できません。まちの区域の市街地のところであれば、道路に出さない限り設置できます。

委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかはどうでしょうか。

これは確認ですけど、最初の説明にあった特定区域で県との調整が必要である部分については、今日のこの審議会としては調整を待つということではないのでしょうか。

事務局 これから県と協議をしていく中で、しっかりとした考え方で市としても協

議していきたいので、本日の審議会において検討いただきたいと思います。先ほどの説明でも申し上げましたように、環境や町並みが良くて、禁止の基準を設けているところと、混乱しすぎているので、それを制御するために禁止地域を設けているところを兵庫県は禁止地域としており、それらが第2種禁止地域になっているのですが、第2種禁止地域では町並みがいいところも、市街地としてこれから将来創っていくところも禁止としているわけですが、篠山市の場合は必要があるところは許可地域にしたいという思いで、マクドナルドがある辺りの沿道は広告物が必要なところであるので、そこを禁止にするよりも、許可にした上で基準を設けるほうが望ましいと考えています。兵庫県は住環境に関わる場所は第2種禁止地域であり、それは創出系も保全系も両方含んでいるという、そのあたりが論点になっています。特に許可にしますと、非自家用を認めているというのは兵庫県全体になりますので、篠山市だけ非自家用を特定区域だけ認めないということにすると、市内の業者だけではないので非常に混乱するのではないのかという思いもあります。そのことも含めてこの場でも検討していただければと考えます。

議長

ということだそうですが、このことについてご意見がありましたらお願いします。

委員

今おっしゃられたニューストックのあたりの通りで、色々な車が入るところに誘導の矢印がありますが、広告板がいっぱいありすぎて、肝心のストックに入る道や宅配便のところに入る道などが分かりにくいのです。誘導するようなものは、比較的分かるようにする規制ができればいいなと常々思っています。もう1点、高山市では複合の広告物が推奨されていると聞いたことがあるのですが、例えば国道176号沿いや、主要幹線のところにいっぱいある広告物をまとめれば、大きさも画一されて綺麗だなと思います。そういう広告物を出すなら少し(基準)緩和ができるのかということを検討してもいいのではないかと。特に高速道路から出たところなど、何が何やら分からないくらい出ていると思うのですが。以上です。

議長

今のご意見に対して事務局、いかがですか。

事務局

兵庫県でもそのように誘導しようという意図がありまして、集合看板につきましては、個別の面積の基準は緩い基準になっております。高さについても少し緩めの基準が設定されています。その考え方は篠山市でも継承していくと考えています。特に調査では、特定の交差点に集合看板が必要な場所があり、三田から今田の入り口のところなど非常に乱立しているところなどが、調査である程度絞り込まれていますので、今後としては集合看板を是非誘導していきたいとは思っています。基準ではそのようなことは書いていないのですが、第1回で示した基本方針の中にそういった内容は記載して、どういうデザインにするのかなど、課題もありますので、検討していきたいと考えています。

議長

基準の中には明文化していないということですか。

考え方としてはする必要がないからということですか。どういうときにそういう話が出てくるのですか。

事務局

市の内部でも検討する余地はあるのですが、個人的な考え方としては、さきほど申し上げました特定のところがありますので、何らかの推奨するような公共的なデザインをデザインコードのようなものを定めた上で、これを市の方が設置して、掲出料を取りながら、集合させるようなところがある程度必要かと考えています。それを基準で民間の方々だけに委ねるのはなかなか厳しいものがあるので、それは一つの敷地で複合ビルなどを建てるときに、ビルの各階にある突出広告のように、集合化にはある程度働きかけていきますが、基準までは盛り込んでいないということです。今後、質とか設置箇所を考えていく中で、高速道路から出たところは必要だと思います。民間に委ねるだけではなくて、公共的な規制誘導が必要かと考えますので、こういうデザインにしませんかというものを示して、それを市が設置するようなことができると。これは予算の関係もありますので、出来ればということで、そういうものに設置していただけるよう業者に働きかけて取り組む形なれ

ばと思います。これは、スキー場や観光地の入り口でよくやられています。

議長

はい。

委員

大変、難しい話をするのですが、篠山市らしさという話ですが、ネオンサインなどの広告物はあまり好ましくないという理解をしています。そういう中で、難しいでしょうが、木を使った温もりのある広告にするという指導はできないものなのでしょうか。

事務局

素材についても、そういった指導を是非図りたいと思ってまして、今回の案では、第2種禁止地域で「素材感を大切にし」といった内容は加えていますが、許可基準というのは、基準に適合しているか、していないかという問題になりますことから、「努める」といったあいまいな表現はできず、明確な基準にしなければなりません。立杭地区であれば焼き物を使いませんかということ協議の中で目的に応じて働きかけるということと、これから啓発に努めさせていただいて、毎年開催している景観フォーラムの中でも、広告物などを啓発することで、篠山に合った広告ということを啓発として対応していきたいと考えています。

委員

事業者はどうしても目立つ広告を出したがるので、今おっしゃられたように、県とは違って篠山市らしい広告を考えて対応したいと言われましたので、その点につきましてはよろしくお願ひしたいと思います。

事務局

資料20ページにおいて、デザインコードとして「自然素材を活用する」という基準を設けておりまして、これはなかなか実現されておりませんが、広告物の図のオレンジ色で塗っている部分は自然素材を使いましょうということになっております。このような小さな集合看板でも矢印のところは木製にしてはどうかということになっていきますので、この基準に適合させていただければ少しずつ整っていくのかなと思います。フレーム枠については、指導に従っていただければ多いので、このデザインは篠山では増えて

いくのではないかと考えています。

それから、資料14ページ、15ページの案内誘導広告物の基準の中で、集合案内広告物の基準を設けております。これは県の基準を採用しており、集合案内誘導広告物の表示面積は8平米以下、1方向の表示面積は1平米ということで、集合化に努めていただくような基準にしています。

議長

県との調整の話に戻りますが、市のスタンスとしてはインター周辺でも自家用広告物以外の広告物は禁止したいのですよね。

事務局

禁止したいです。

議長

そうですね。今のところ、県の基準では認められているのですか。

事務局

資料2ページを見ていただくとお分かりいただけるのですが、現在のこの区域は第2種禁止地域になっていますので、県の基準では非自家用は認められていないのですが、市の基準案では非自家用を認めています。思いとしては、沿道の非自家用広告物は出してほしくないところですが、許可の定義まで変えてしまうと業者が混乱するだろうと思われま。許可の定義からすると許可地域は非自家用を認める地域であるということです。ただ、沿道区域の数値基準は県の第2種禁止地域の基準を採用していますので、同等ぐらいの基準となっております。また、沿道の土地利用から考えますと、概ね施設がはりついている状況であり、非自家用は建てにくい状況ではあると思います。今回の課題は非自家用を認めるか、認めないかということにあると考えています。

議長

今のお話、ポイントをご理解いただいておりますか。非常にややこしい話なのですが。

委員

今の話で、現状、非自家用というのは沿道の中にあるのですか。ほとんど施設が建っているような形になっている中で非自家用が現状として

あるのか、どうなのか教えてください。

事務局 調査データを詳しく見ていませんが、私が作業している中で確認したのは確か、2か所ほどあったような気がします。

事務局 現状としてあります。

事務局 現状として、基準がないのにあるというのは、平成20年度に第2種禁止地域に指定された区域ですので、それ以前のものがそのまま存在しているというふうにご理解ください。

事務局 一番分かりやすいのは、インターチェンジを降りたところに建築物が建っているのですが、その上にお菓子の里丹波への案内誘導として大きなものがあります。

議長 ですから、そういうものを禁止したいのですよね。何をしたいのかだけ確認しないとね。その上でどのような中身に変えるのかという話になりますから。

事務局 禁止すべきだと思います。

議長 屋上広告であれば非自家用を載せようと思えばいくらでも載るわけですよ。ですから、野立て広告の話だけではなくて。

事務局 そうですね。

議長 それを進めるために今のルールではそれを反映できていないのですか。

事務局 できていないです。

議長 県のルールであればできているわけですね。

事務局 第2種禁止地域ですからできています。

議長 もう一度、教えて下さい。なぜ、それを第2種禁止地域にしないのか。皆さんも理解できていないと思うのですよ。

事務局 最初に申しあげましたように、禁止地域と許可地域の考え方はですね、必要なところは認めましょうという考え方です。

議長 どちらがですか。

事務局 許可地域です。許可地域は必要だと捉えましたので、いわゆる許可する区域。禁止地域は必要でないところ、自然環境で非常にいい景観があるところがありますので、そのように最初、捉えました。その時点で、たくさん沿道施設が建っているまちの区域では必要であると考えましたので、許可地域イコールまちの区域でもあります。インターチェンジ周辺はまちの区域の一部でもありますので、その考え方が分かりやすいと考えてそうしました。その区分からしますと沿道は全てまちの区域で、許可すべき区域に入ってしまった。ただ、その許可の定義の中に非自家用は認めており、非自家用を禁止するならそれは禁止地域であるという考え方ですので、そこで少し矛盾が生じていることとなります。ただし、数値基準は今の第2種禁止地域の基準を適用したいので篠山市の基準案は全体的に厳しくしていますから、許可地域ではありますが、第2種禁止地域並みの基準が適用されています。それから、インターチェンジの区域はガイドラインを設けておりますので、そのガイドラインの内容も、平成20年度から運用しており、今後も継承していきたいということで、許可地域ですが、特定区域にして、規制していこうとしています。

議長

審議会としては、許可地域の中でも、ただし、非自家用については制限したいという市の考え方については、理解しているし、同意もできると思うのです。あとはそれが、誤解のないように、きちんと表現されているかどうか、県の枠組みと齟齬がないかどうかということは、事務レベルにお願いするしかないのです。そういうことですよね。

それから、一つ誤解しやすいのは、特定区域という名称が、禁止地域の中にあり許可をするという特定と、許可地域の中にあり禁止するという特定が、全く逆の意味に同じ特定という言葉が使われるので、これはひょっとしたら分かりにくいのではないかという話なのです。

特に非自家用ですから、そこに広告を出したいというのはよその人で、地主ではないですから、県のルールでは特定をこういう意味で使っているのに、市が全く逆の意味で特定を使われていると、広告を出そうとする側にしてみると、少し混乱、誤解を生じるのかなというのが私の危惧です。

事務局

ありがとうございます。

議長

ほか、ご意見いかがですか。他の部分でも勿論結構です。いかがでしょうか。

委員

さきほどの話の続きですが、許可地域の中で許可は基本的に非自家用も認めているから外しがたいというお話だったと思うのですが、いただいている資料で、資料1ページ、県の現行の表の中の許可地域の中の特定地域として赤色になっているところがありますよね。ここには自己敷地外の建植え、野立て広告物が禁止と書いてあるのですが、県も許可地域の中で、そういうことがふさわしくないところは禁止をしているということではないのですか。それと同じ考え方なら篠山市も許可地域内で、それをすればいいということになりませんか。今、この資料を見て気がついた点というだけで、元の条文までは確認したわけではないので、ど

ここまで正確か分かりませんが。

事務局

非自家用、自家用の部分では、この特定ではやっていないという部分にはなりますが、おっしゃられるように、県の特定区域ではいわゆる野立てが非自家用になるので、それを禁止したいために設けたということでもあります。

委員

だから、許可地域の中でも特定をつけて禁止をしている例があるなら、それと同じ考え方をあてはめれば、いけるのではないですか。

事務局

さきほど、委員長からもありました、特定区域の言葉の使い方については、名前を変更することも含め、再度検討したいと思います。県との協議の中でも、この点は明確にしなければいけない点だと思しますので検討したいと思います。

委員

話が違うかもしれませんが、前回の審議会の時にいただいた資料では、許可地域の中の特定区域の広告板・広告塔の非自家用がバツになっていて、今回それがリストの違う場所に示され、マルになっているので、これは尋ねないといけないと思っていたところなのですが。

事務局

はい、すみません。

議長

資料2は藤本委員からの質問ということですが、これについての質問の内容と見解をお示し下さい。

事務局

資料13ページで「無彩色は10以下」となっていますが、これは少し表現が抜けておりまして、無彩色というのは彩度というものがございませぬ。「明度10以下」の誤りだったのですが、色彩の基準は彩度の基準しか定めようとしていませんので、この第2種禁止地域のところだけに設けた基準ですが、この「無彩色10以下」という基準は削除したいと思

っていますので、よろしく申し上げます。

議長

ということは、「明度 10 以下」というのはどこにも示されないということになるのですか。考えておられた、無彩色の 10 以下という意向は取り下げるとのことですか。

事務局

はい。第 2 種禁止地域のところでしかこの基準を設けておらず、他は彩度 10 ということになっています。第 2 種禁止地域は彩度 8 以下で明度 10 以下という基準にしましたが、彩度の基準だけにした方が分かりやすいということもありますので、無彩色については取り下げたいと思います。

議長

もう、規制はないということですね。

事務局

はい。それから、彩度 10 以上が全く使用できなくなっているという件ですが、10 以上は禁止ということにしていますが、既存不適格の調査を行いましたら、平成 23 年度の既存不適格は 34 申請中 25 件、22 年度は 37 申請中 21 件でした。25 件のうち半分強の 16 件は色彩の彩度 10 以上という基準がひっかかりました。これは何かというと矢印でした。調べてみますと矢印は赤です。この矢印が彩度 10 以上として多くありました。郵便局のマークも彩度 10 以上でありまして、そういう意味からしますと藤本先生にいただきましたご意見のアクセントカラー、ポイント的に用いるものはあるのかなという思いがしています。既存不適格で調査しますと、先ほど申し上げましたように 34 申請中 25 件、これが色彩を除きますと 34 申請中 9 件が市の基準案の高さと形で抵触するということになります。22 年度は色彩を除きますと、37 申請中 15 件という形になりますので、このあたりを考えますと彩度 10 以上というのは少し無理があるのかなと今は思っています、このあたりは見直しを考えたいと思います。彩度 10 以上は全て禁止というのはなかなか難しいのかなと、小面積であれば認める方向で基準が分かるように考えたいと思います。

それから、3色以下であっても2分の1以下とする方がいいのではないかというのは確かにそうなのですが、この3色以下という基準がありますと、使用する色数を3色以下にしてくれるという効果が期待できます。おそらく、面積を出すのが非常に面倒だと思われるところが多くて、自主的に3色以下の誘導看板ができあがるというのが事務をやりだして分かりましたので、兵庫県の条例でそういう効果をあげていますので、確かに、けばけばしくないようにするためには、3色以下で2分の1以下が望ましいとは考えますが、例えば誘導看板で考えたときに、地色があって、文字の色があって、それから矢印を加えて3色というパターンが多いです。ですから3色以下という基準は残したい。ただし、3色以下は許可しますが、それ以外では、けばけばしい色は2分の1以下にするこの基準は市としては採用したいと考えています。

事務局

実は藤本先生からいただいたこの意見等につきましては、今朝届いていまして、今日の資料として急いで配布させていただいた次第です。

まず、資料13ページの無彩色10以下というのは単純にこちらの記載ミスでございました。2点目につきましては、前回、大坪委員から既存不適格がどの程度出るか調査をされましたかというご意見があったかと思えます。それによって基準については見直しをされるのかというご意見があったかと思えます。市の回答として、不適格の数量によって基準を見直すことはないという回答をしましたが、不適格になるものが多かったため見直しをかけさせていただきたいと思えます。前回と違った回答になってしまったかと思えます。これにつきましても、少なくともイラストなど使われているような広告物でしたら、複数の色を使われています。それにワンポイント足して使われるのには景観には特に影響がない部分があるだろうという思いを持っていまして、やはり市としまして、既存不適格がどうかということもありますが、それ以上に景観形成としてどうなのかということ考えたときに、多少の色であれば彩度10以上であっても問題がないのではないかという議論の中で、認めていこうと内部で打ち合わせをしたようなところ です。ですから、認めていくとい

うようなことです。3点目につきましては、これは非常に難しいと思っています。ただ、3色以下の話につきましては、3色という表現については残していきたいと思います。ただ、この2分の1については、今、結論が出せないのでもっと時間をいただいて検討したいということで朝から協議をしておりました。

議長 検討中ということでもいいのですか。

事務局 3点目につきましては検討中ということです。

議長 はい、分かりました。  
なかなか細かい話なので意見も出し辛いかとは思いますが。

委員 小さなことを伺いますが、街灯利用するということと、同一商店街にと書いてあると思うのですが、商店街の意味が分からないのです。例えば篠山の町の中は商店街の連合会であるとか、そういう名称でチラシが入っていたりしているのですが、商店街そのものは町の単位、単位で商店街ができているのか、あるいは篠山の通りは全て一つの商店街という形で考えているのかなと思っています。もう1点は、これはできてからの話なのですが、例えば置き看板だとか、今田などでちよくちよく目にするのですが、古い看板で放置されたような看板があるのですが、勝手に処分ができないという問題もあるのでしょうか、許可するところでは3カ月とか1カ月とか規定がありますが、それ以外の、無許可で出しているものもあるのでしょうか、それらの対応を放っておくと、結局何をしているのか分からなくなるのではないかという危惧があるのですが。

事務局 更新の期間については、基本的に2年間ということになりますので、更新手続きを2年ごとにしていただかないと、それは違反広告物になりますので、今回の基準案の施行からしっかりと運用していきたいと思っ

ています。それから、新しい基準に合わせる上での経費の問題があります。今後、そのあたりはしっかり対処していきたいと思います。商店街の件について、篠山市の商店街をどうとらえているかということですが、それについては把握できていないところがありますので、商店街の街路灯につきましては町単位で設置されたりしていますので、そのあたりの実態に合わせた運用を図っていくということになるかと思います。

委員 町単位で違うかと思いますが。

事務局 築城400年祭以降、街路灯についても統一する方向になっています。そういう流れの中で、できれば実態に合わせた運用を図りたいと考えています。

委員 今、放置されている広告は違反になるという話なのですが、仮に違反になっても、処分を勝手にできないですね。やろうと思えば代執行で対応できないことはないでしょうが、そのあたりの対応がなかなか難しいのかなと思います。

事務局 前向きに対処するようにします。実際にはパトロールなどで、違反広告物については勧告シールを貼ったり、広告主に連絡するなどして是正を求めることができますので、そのような対応でしっかり運用していきたいと思います。それでもまだ問題がある場合は、それについては検討していきたいと思います。実際に古いものも多いです。閉店になった店舗の広告がそのまま放置されていることもありますので、きちんと対応していきたいと考えています。

事務局 補足させていただきます。まず、商店街の話につきまして、同一商店街の判断は難しい問題だと思っています。南北の通り、東西の通り、一つの町並みとして見える単位を同一商店街としておく方が、統一性があるかと思っています。2点目の無許可、無申請の対応ですが、これらの

違反広告物につきましては、行政や市が委託する業者によって撤去したり、また、撤去したものを一定の期間、公告を行った上で保管し、取りに来られない場合は処分できるといった規定を設け、実際に対応できるかどうか難しいところはあるのですが、違反物件への対応なり、罰則規定なりというところは、条例化の方できっちりと規定を盛り込んでいくよう現在、作業を進めているところです。

委員

単純な話ですが、表現の自由との兼ね合いをどう整理するのか、考えるほどに難しい問題だと思いますが。

議長

景観行政の根幹の話なのですが、市の考え方を教えてください。

事務局

公共をどう考えるかということになるかと思うのですが、屋外広告物はそれを見たくない人の目にも入ってきてしまいます。従いまして、表現の自由なのですが、公益性というか、公共の福祉に資するという目的もありますので、見たくない人にとっては非常に不快な思いをすることによって、それが、ある程度科学的な根拠、例えば「けばけばしい色」は県の場合は彩度 10 以上となっており、そういうものについては出来るだけ抑えてくださいという指導になるかと思います。市の目的は景観性ということになりますので、ある程度の通りとか街区でのまとまりの統一感が必要なかと思います。高さもバラバラにするよりも、ある一定の高さに揃っている方が綺麗に見えますので、そういうルールを定めて、その際に建物の大きさとバランスを考えて、建物はある面では、芸術であるという西歐的な考えもありますので、その芸術作品を屋外広告物が隠してしまうのはいかなものかという思いがありますので、ある程度の規模は壁面の大きさに合わせて基準を考えるべきだと思います。その基準について、今回協議していますので、これはあくまでも公共的に見て、明らかに過大であったり、不快に思わせる広告物はやはり基準化でしぼりこんでいこうという考え方をしていますので、建物を建てたりする場合の公共の福祉に資するという目的とも合致するものではないか

と思います。不特定多数の人が不快に思ったりするものについては、やはり禁止すべきかと思います。ただし、その枠内で、大きく周辺に影響を与えない規模で、個人の表現であるとか、自由は認める必要があります。ただしそれが、前回、上岡委員の「薬」とかいう文字について、文字の暴力だという意見がありましたが、一方ではそういった問題もあります。

議長

教科書的に言うなら、表現の自由というのは公共の福祉を損なわない範囲内の中で認められるというものであるということになっていまして、それでは公共の福祉とは何であって、どのレベル位のものなのかということがあります。国全体で共通している最低限のものがありますけれども、それプラスあと地域性というものもあります。ここの地域においてはこれが、地域の公共としてのスタンダードである。兵庫県ないし、篠山市における公共の福祉とは何であるかということを考えるのが審議会の役割なのです。ですから、資料に示されている提案について、これはやり過ぎではないかとか、これはまだまだ暴力的ではないかとかいうことを、市民の立場で客観的にここで議論、判断するというものになっているはずなのです。お悩みになるのは当然のことであって、常に我々はそこに立ち戻って意見を言わなければいけないと考えています。いかがでしょうか。

委員

面積の基準の話で、第2種禁止地域の伝統的建造物群保存地区ですが、資料22ページ、23ページに基準の根拠という資料をつけていただいています。その中で、町屋といいますか、町屋型の店舗ですとか、ファサードに広告物が3平米になるとこれくらい、5平米になるとこれくらいと出している。文書的には1階壁面に掲出する広告物は2平米以内が望ましいといった内容のものがあるのですが、ただ、基準は2平米ではなくて、3平米壁面広告物の基準になっています。これは、こういう根拠を出されているのなら基準は2平米にされてはどうですか。特に、第2種禁止地域、伝建地域に関してはかなり強い態度で臨ま

れる方が、篠山市としては望ましいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

その点も議論したのですが、許可申請の対象規模を県の5平米以上から2平米以上に変更いたしました。2平米以上から申請が必要で、2平米までしか認めないというのはいかがなものかということで、2平米以上で許可申請していただいて、総量規制は5平米以下とし、1壁面あたり最大で3平米以下としたわけですが、今、既存のもので2階部分に突出広告があって、1階部分に一つあって、のれんのようなものが玄関部分にかかげられるというようなことを考えますと、総量5平米以下、最大規模のものは3平米以下ですよということでいく方が、許可の申請が2平米以上からですので、幅を持たせて、実際に設置されている状況を確認した上でこの規模にしました。理想から言うと2平米なのですが、今までが5平米というのが、一番厳しい県の基準ですので、そこらいきなり、2平米までしか認めないというのはいかがなものかということで、2階部分がない建物もありますので、そういったところも踏まえて3平米にしました。

事務局

補足いたします。資料23ページは1階2平米、2階2平米で延べ4平米なのです。ですが、基準は1平米厳しめの3平米にしているという内容になっているのです。本来であれば13ページの基準の壁面の面積基準については、3平米ではなくて4平米でもいいのかなという話はあったのです。

委員

それは、2か所に分かれてそれぞれがということですよ。

事務局

そうです。延べで考えています。

委員

1か所を2平米で、壁面としては3平米まででいいです。ただ、1枚は2平米までという基準の作り方ができないかということです。今、2枚までは掲出できることになっていますから、さらに壁面の総量と個別

の基準を設定してはどうかということです。2枚で3平米になってもいいけど、1枚は2平米にしてくださいといった、もう少し詳細な基準を作れば、伝建地区の町屋のヒューマンスケールの小さな建物に対してはよりきめ細かい基準になると思うのですが。もう一つ気になるのは、伝建地区とそれ以外の歴史的な町の地区とが同じ基準でいいのかなというのが実は気になっているところなのです。特に第2種禁止地域という伝建地区だけを取り上げて一つの基準にするくらい篠山市としては大切にしようと考えている地区なのですから、そこはもう少しきめ細やかな基準があってもいいのかなというふうに考えます。

事務局

今のご意見を参考に、次回までにもう一度検討させていただきたいと思います。

委員

続けてすみません。もう一つ、見せていただいた資料で気になっているのは、これは許可地域の話にもなるのですが、ネオンサインの表示のところで、前回の審議会のときに提出していただいた資料では、その点は整理できていなかったということで、今回整理していただいたわけですが、ネオンサインが、信号機から10メートル以内と地上から10メートル以上は使用禁止ですが、それ以外は使用してもいいと、今回の資料ではなっているということですね。これは、例えば篠山市内で、ネオンサインやLEDサインの使用に該当する既存のサインは実際にあるのでしょうか。私の個人的意見としては、全てネオンサイン、LEDサインを禁止してはどうかと思うのですが。全市的に禁止してはどうかと思うのですが、そこまでは難しいのでしょうか。

事務局

ネオンサイン自体はあります。ただし、許可地域のところでネオン管の露出しているものについては使用を禁止としています。今ある、点滅するものや、篠山口駅向けにニュースが流れるものは除いていますが、現在、露出していないものはありますので、それについては今のところ許可という基準にはなっています。

委員 事例的には、私がかかわっている他の市では全市的にネオン、LEDはなくそうと今、議論していきまして、特にこういう篠山市という地域を考えると、ここは許可、ここは禁止とせずに、全部なくしたらいかがですかというご提案なのですが。

事務局 それも議論が分かれるところかもしれませんが、我々が協議した時には、あそこは駅前だよなという何らかの目印があっても、他の農村部がない状態でありますので、市街地部分が非常に限られているというふうに考えますと、それが景観的にどうかというと考えたときに、ある程度の賑わいや、目印になる場所があってもいいのかなど。屋上広告も同じで、当初は屋上広告は全て禁止すべきではとも考えたのですが、ただ、景観を左右するまでに乱立するような建物の状況、大阪の心斎橋などとは状況が全く違いますので、今のところそれほど大きな問題にはならないのではないかと考えまして、まちの区域ではある一定の、露出しているもの以外は認めましようとしてきました。LEDについては禁止ということにしました。

議長 そういう考え方について、いかがですか。ネオン、LEDの扱いについて。

委員 確認ですけれども、信号機から10メートル以内で、地上から10メートル以上という部分は禁止なのですね。それ以外のところはネオン管が露出していても構わないということですね。

事務局 まちの区域ではそうです。道路の空間として沿道の部分、建物がずっとつながっている部分では、ある程度賑やかなところがあっても、町の活気にもつながるので、許可のところでは認めないわけにはいかないだろうと考えました。ただし、面積規模は限られていますので、ある一定の面積基準を個別基準において設けていますので、それほど過大なものは

ないだろうと考えています。

委員                   ただ、許可地域の中には第1種住居専用地域も入っていますよね。

事務局               それは、住環境のよいところとして禁止地域に含まれています。

委員                   住居系は入っていないということですね。

事務局               これは禁止すべきということで、第3種禁止地域となっています。

委員                   分かりました。

事務局               そのことも含めて、再度検討させていただきたいと思います。現状ではネオンサインが露出しているところの町の区域は、高さ10メートル以上のところがほとんどなのです。ですから、この基準を適用したとしても将来的には違反広告物になってしまうので、逆に言いますと10メートル以下はほとんどないのです。ないのであれば、今から禁止すべき手もありますので、それも踏まえて再検討させていただきます。

議長                   細かい話なのですが、私のイメージではネオンというとレトロな感じがしていますので、派手なものでないもので、バーや喫茶店などでおしゃれにレトロな雰囲気を使われていることもありますよね。あのようなものも禁止ということでしょうか。

事務局               そうですね。ただ、それは信号機から10メートル以内に限定されていますので、今の全国的な広告物の基準としては禁止する方向に全ていっているかと思います。非常に難しい問題だと考えます。

議長                   それから、難しいのはLEDですが、いわゆる液晶モニターは基本的には禁止なのですね。

事務局

信号機付近では禁止です。

議長

それ以外のところでは構わないということですね。

事務局

ただ、それを農村部に見せないようにと、イメージとしては、建物に囲まれている街区や広場向けに示していただきたいとは考えています。それを農用地の広がっている方向に向けて示すのではなくて、駅前広場なら駅前広場に向けて表示して欲しいので、そのあたりは定性基準といえますか、方針の中で示していますので、それは守っていただこうと考えています。ですから、死角的な領域の中で、それ向けに発信するのはあっていいのではないかと思います。そういった店舗をある程度歓迎したいという思いもありますので、是非、そういう広告物も増えてくれる方が駅前などについては非常にいいだろうと考えます。

議長

いかがですか。あまりご意見が出ないのですが、今日の冒頭の話ですと、県との調整を踏まえてもう一度審議会を開催するわけですが、少なくとも、県との調整の必要な事項以外については、今出た質問に対しては次回に考え方について回答していただきますが、それ以外の内容については概ねこの方向で認めると理解してよろしいでしょうか。

もし他にご意見がありませんようでしたら、一旦審議については終了してもよろしいでしょうか。

事務局

はい。

事務局

もし、ご意見がおありでしたらお伺いできればと思っています。冒頭で、県との調整における大きな課題点を1点申し上げました。これはまだ結論は出ていませんが、県の第2種禁止地域となっているところが、市の基準案では許可地域の特定区域に含まれているということです。県では非自家用は禁止であるが、市では許可になっていいのかというのが

1点目の問題です。これしか今は述べていませんが、他にもいくつか細かい点については、県の方で個別の基準が市の基準に変更されることによって緩和なのか、現状維持なのか、強化されているのかということはチェックしていただいております。

もう1点、考え方が大きく違うと思われるのは今日、会長からお話がありましたが、特定区域の考え方で、兵庫県の特定区域の考え方は資料2ページの表のとおりでして、上段の表、許可地域の中に特定区域が入っているようなイメージです。許可地域の中でも野立て系を禁止していきたいというのが、県の特定区域の考え方だと聞いています。一方篠山市では、資料2ページの表では第3種地域、許可地域の中に特定区域が入っているのですが、表示の仕方に間違いもありまして、現状としては第3種地域や許可地域の中に特定区域があるのではなくて、別の区域基準になっているということなので、県の中では一つの地域の中で、一定の区間を区切って野立て広告を禁止しているということですが、篠山市は第3種地域、許可地域に含まれているというよりも、新たに区域指定をしているということで、高さ基準、面積基準についても若干違いがあるということです。野立てだけを禁止したいわけではなく、他の基準内容についても若干特定の方が厳しくなっているということがあります。大きく中に含まれているのか、そもそも別の存在なのかというような違いもありますので、そのあたりも、本日、角野会長がおっしゃられたような区域についての勘違いが生じるので混乱するのではないかと思います。名称の変更も含めて、例えば路線指定しているわけですから、沿道区域であるとか、第4種禁止地域を設けるとか、もし、いい案があればご意見いただければと思います。

議長

今の説明ですと、第3種禁止地域の中にも、許可地域の中にもあるけれどもそれぞれは別のものであると、禁止地域でもなく、許可地域でもなくということであれば、別に区域を設けるしかないのではないですか。

事務局

禁止地域の特定というのはいわゆる第4種禁止地域の位置付けになっ

ているのではないかということですね。許可地域も第1種許可地域と第2種許可地域になるのではないかということですね。

事務局

1点、よく検討しなければいけないのですが、第1種、2種、3種という地域は篠山市の場合、面で規定しています。第1種は自然環境を守る山、第2種は伝統的建造物群保存地区という住環境を守るところ、第3種についてもさとの区域、歴史的な町の区域、許可地域はまちの区域というふうに面で区分しているものを地域としています。区域というのが、特定の路線を指定しているということで特定区域という区分をしています。

議長

別にした方が分かりやすいと思います。はい、どうぞお願いします。

委員

今の説明を伺っていたら、県の方がもともと第1種、第2種、第3種というふうに区分しているが、篠山市では森の区域や伝建地区といった具体名称の禁止地域といった名称にされた方が勘違いが少なくなるかもしれません。

事務局

その点も議論させていただきました。当初はおっしゃる通り、森の区域のような名称にする検討もしたのですが、第3種になると色々な区域が入ってきて、グループ化せざるを得ないだろうということで、県と同様に数字による種類分けして、今の状況になっています。

委員

もし、そういう方式にするならば、第3種および第4種の新しいところについても、新しい名称を作らなければならないということですね。これは業者などから見ると、同じ名称の使用は、兵庫県内のよその地域の第1種、第2種、第3種と篠山市における区分との区別がつきにくいということはないのでしょうか。

事務局

さきほど申し上げましたように、県の基準の詳細を事業者が知ってい

るかという、知らない場合が多いので、第1種、第2種となっていると第1種は厳しいという程度の認識はあると思います。さきほどの森の区域というのは分かりやすいのですが、逆に、厳しいのかどうかということが分かりにくいということがあります。相対的に第1種、第2種、第3種としておけば、段々基準が緩くなっていて、許可地域は当然緩いという認識はされると思いますので、それは全国的な区分けなので、業界的には明記した方がいいと考えています。

議長

ほか、いかがですか。

事務局は追加の提案事項はよろしいですか。

委員

次回にお願いなのですが、許可地域の具体的な図をお願いしたいのです。区域図です。第1種、第2種はそれぞれ分かりますが、第3種の禁止地域と許可地域というのが、用途地域で第1種低層住居専用地域は許可地域のこちらに入っているとか、第3種地域に入っているとかということが、こちらの資料では分からないので、一番問題になるのが、許可地域が具体的にどのエリアになるのかということを知りたいのです。次回、資料をお願いします。具体的な印刷物ではなくて、まちの区域の中どこが第1種低層住居専用地域なのか、それ以外のところ、禁止地域がどこになるかが分かる資料を、いただいているパンフレットの上から示していただいてもいいのです。

事務局

ベースはこのパンフレットになりますので、そのうち住居系がどこなのかということが分かるようにということですね。

委員

要はピンク色で塗られているエリアの中で、禁止地域、許可地域に分かれているので、それがどこなのかということが今はよく分からないので。

事務局

色々議論いただき、本当にありがとうございました。担当の方が色々

と勉強になるようなご意見をいただき、ありがとうございます。1点、今後の見込みなのですが、今、第2種禁止地域については伝統的建造物群保存地区ということで、河原町を想定されているかもしれませんが、皆様ご存知かもしれませんが、今、教育委員会で福住地区の方も伝建地区指定の申請をしていますので、うまくいけば近いうちに第2種に変わる可能性があるということも、必要であれば念頭においていただき、色々ご指導賜ればと思っております。

議長

そうしましたら、今日のところの審議はこれぐらいにしておきたいと思えます。今日、色々ご質問が出たところについては、冒頭にありましたように、後1回審議会を開催することになりましたので、回答について示していただき、審議会としての方向を決めたいと思えます。

次の日程調整は改めてしていただけるということで、7月末から8月上旬のうちで予定されているということです。以上で今日の審議は終了したいと思います。事務局にお返しいたします。

#### (6.閉会)

事務局

角野会長には、スムーズな議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には、貴重なご意見をいただきありがとうございました。本日いただきましたご意見等を参考にさせていただき、また県との調整事項も次回に向け、しっかり整理したいと思います。

これをもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(終了：午後3時40分)